

# 群馬県外の医療機関で1か月児健康診査を受ける方へ



伊勢崎市に住所を有する方が、群馬県外の医療機関で上記健診を受診する場合は、費用の一部を、申請により助成します。

- \* 確定申告やその他の申請の前に本申請をお願いします。領収書はその場でお返しします。
- \* 伊勢崎市から転出された方は、伊勢崎市で交付した受診票は使用できません。  
転出先でご相談ください。
- \* 申請書・請求書はそれぞれ記入が必要です。  
申請窓口で配布、または伊勢崎市ホームページからダウンロードできます。



## 【申請に必要な書類等】

- ①1か月児健康診査県外受診者補給金交付申請書(様式第1号) … 申請者は保護者
  - ② 請求書(1か月児健康診査県外受診者補給金)(様式第3号) … 請求者は申請者と同一人
  - ③1か月児健康診査の領収書(原本)とそのコピー … レシート不可。コピーは A4 用紙に。
  - ④1か月児健康診査受診票
    - \* 医療機関で結果等必要事項を記入してもらう。  
(記入漏れがあると、補給金の対象にならないのでご注意ください)
  - ⑤ 通帳(見開き面)のコピー … 保護者の通帳。口座情報が分かるもの。
  - ⑥ 印鑑(朱肉を使うもの) … 旧姓不可。訂正等に備えて、必ず印鑑をお持ちください。
  - ⑦ 母子健康手帳(原本)とそのコピー … 「1か月児健康診査」ページのコピー
- \* 1か月児健康診査受診後、1年以内に申請して下さい。  
受診日にお子さんが伊勢崎市民であれば申請できます。

### ◎申請窓口 (お問い合わせは健康管理センターへ)

健康管理センター 0270-23-6675 (FAX 0270-21-8995)  
赤堀保健福祉センター 0270-20-2210 あずま保健センター 0270-62-9918  
境保健センター 0270-74-1363 健康づくり課 0270-27-2746

※申請受付時間:午前8時30分～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)